

事 務 連 絡
平成20年 5 月 14日

各検査所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(タイ産養殖えび)

標記については、平成20年3月31日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、タイ政府において残留動物用医薬品管理プログラムの見直しが行われ、対日輸出認定加工施設において加工された養殖えびについては、タイ政府が発行する証明書が添付されることとなったことから、同事務連絡の別添1の2の(6)に示すタイ産養殖えび検査命令免除加工場リストを削除し、別紙1のとおり改めるとともに、同事務連絡の別添2に、別紙2に示す証明書様式を追加することとしたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくお願ひします。

なお、参考までに、証明書が添付される加工施設名等については、下記のタイ政府ホームページより閲覧可能であることを申し添えます。

記

対日輸出認定加工施設リスト

<http://www.fisheries.go.th/quality/factories.html>

List of Approved Processing Establishments Exported to Japan (Under Special Arrangement)